

令和5年度 競争参加資格審査申請書の提出及び記載要領 (建設工事契約)

令和5年1月31日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構

建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく建設業者で、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）において行う競争契約に参加する資格を得ようとする者は、この要領によって資格審査申請書を提出してください。この申請による有資格者の資格の有効期間は、令和5年4月1日から令和7年3月31日までとなります。（随時に申請した場合は、資格を付与されたときから令和7年3月31日までとなります。）

なお、令和5・6年度の農林水産省大臣官房参事官（経理）の競争参加資格（令和7年3月31日まで有効）を有する者は、これに基づく申請の必要はありません。

○申請書に記載された個人情報に関する取り扱いについて

この申請により当機構が取得する情報で、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第59号）に定める個人情報が含まれている場合には、その情報について、この事務以外での利用、又は提供を行うことはありません。

1 申請の時期及び申請書の提出場所

- 申請時期：① 郵送の場合 令和5年2月1日から令和5年3月1日（当日消印有効）までの間に郵送（書留又は簡易書留に限る。）してください。
- ② 持参の場合 令和5年2月1日から令和5年3月1日までの間に持参してください。
- ③ 上記期限後の申請についても随時に受け付けることとしていますが、資格の付与が希望の入札に間に合わないことがあります。

提出場所：〒305-8517 茨城県つくば市観音台 3-1-1

農研機構本部管理本部総務部会計課調達チーム 電話 029-838-6400

2 提出書類（提出部数各1部）

(1) 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）

(2) 工事経歴書

登録する業種ごとに作成してください。また、総合評定値通知書等に添付した工事経歴書（直前1年分）の写しで代替することができます。

(3) 営業所一覧表

様式の末尾にある記載要領に従って記載して下さい。なお、記載事項が1葉で終わらない場合は、同一の様式で延長するものとします。このときには、様式の裏面に記載して差し支えありませんが、表面にその旨を注記して下さい。

(4) 総合評定値通知書等の写し

次に掲げる事項のすべてを満たすものとします。

(ア) 競争参加資格審査の申請をする日の直前に受けたもの（審査基準日が申請を行う日の1年7月前以後のもの）。

(イ) 総合評定値（P）の請求を行い、現に総合評定値通知書を受領していること。

(ウ) 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているもの。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該未加入の保険について「加入」又は「適用除外」となったものは、総合評定値通知書の写しのほか、それぞれ当該事実を証する書類を添付すること。なお、共同企業体の場合は、各構成員の総合評定値通知書の写しを、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は、組合及び審査対象者の総合評定値通知書の写しをそれぞれ提出して下さい。

(5) 業態調書（管工事を希望する場合のみ）

(6) 建設共同企業体協定書の写し（5事業者以内までの建設業者が共同して工事を施工するため協定により締結した企業体（以下「共同企業体」という。）として申請する場合）

(7) 共同企業体等調書（共同企業体又は総合数値の算定方法等に関する特例の適用を受けようとする事業協同組合として申請する場合）

(8) 納税証明書（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式その3又はその3の2若しくはその3の3。以下同じ。）の写し

(9) 委任状（契約等の権限を支店、営業所等へ委任する者のみ）

代理人による申請をする場合には、申請者の代表者から競争参加資格審査の代理申請をする権限について委任する旨を明記した委任状を作成して提出する（正本を提出すること）。

- (10) 返信用封筒（資格審査結果通知書の送付先が書かれ、84円切手を貼付したもの）
- (11) 申請者が合併新設会社又は合併存続会社で、合併後5年未満の場合には当該事実を証明する書類
- (12) グループ経営事項審査及び持株会社化経営事項審査の結果に基づく申請の場合には企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値認定書
- (13) 総合数値の算定方法等に関する特例の適用を受けようとする事業協同組合の場合
- ア 関係組合員の住所、電話番号、商号又は名称並びに代表者及び役員の氏名
 - イ 役員名簿
 - ウ 事業協同組合員名簿

(注)

- ① 上記の書類は、建設業法に基づく許可又は審査の際に提出した書類に準じて作成してください。
- ② (4)については、複写機等によりA4判に縮小し、かつ鮮明なものを提出してください。
- ③ 提出書類はできるだけA4判の用紙を用い、かつ鮮明なものを提出してください。
- ④ 上記の提出書類は、番号順に整理の上、上記1の提出場所へ提出してください。
- ⑤ 後日、資格審査結果通知書等を送付しますので、返信用封筒（84円切手貼付）も必ず提出してください。
- ⑥ 添付書類のうち官公署が行った証明書類の写しについては、提出日から3ヶ月前までのものを有効とします。
- ⑦ 添付書類は、複写機により複写したもので、内容が鮮明なものであれば、写しでも可とします。

3 提出書類の記載要領

- (1) 提出書類に使用する言語は、日本語を用い、ボールペン又は万年筆等（鉛筆や赤色は不可）を用いて楷書で明瞭に記載してください。なお、ゴム印を利用できる箇所は使用して差し支えありません。
- (2) 記載事項の基準日は、申請しようとする日の直前の営業年度の終了日（以下「基準日」という。）とします。ただし、決算に関する事項については、基準日の直前に決算の確定した日とします。（仮決算は認めておりません。）また、金額は千円単位（百円以下を四捨五入）で記入してください。

- (3) 使用する印は、代表者の実印（登録印）を押印してください。なお、社印等登録されていない印は、押印しないでください。
- (4) 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）は、本社（店）で作成してください。従って、申請者は本社（店）の代表者となります。
- (5) 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）（様式1）の作成方法は、次のとおりです。
- ① 様式上、「※」に該当する項目については、記載しないこと。
 - ② 「02 新規・更新の別」欄には、該当する申請区分の番号（1又は2）に○印を付すこと。なお、（1 新規）とは当機構に対して過去に何度か申請したことがあっても、前回（令和3・4年度）競争参加資格審査）の申請を行っていない場合をいう。
 - ③ 「07 適格組合証明」欄には、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項第4号に該当する組合について、経済産業局長又は沖縄総合事務局長が発行する官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を記載する。
 - ④ 「08 建設業許可番号」欄には、許可を受けている建設業の番号（8桁）を総合評定値通知書等から転記する。
 - ⑤ 「11 本社（店）住所」から「18 メールアドレス」までの各欄は、次により左詰めで記載する。
 - (ア) フリガナの欄は、カタカナで記載すること。なお、「11 本社（店）住所」欄の都道府県名及び「12 商号又は名称」欄の株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナは記載しないこと。
 - (イ) 「11 本社（店）住所」欄での丁目、番地は、「-（ハイフン）」により省略して記載すること。
 - (ウ) 「12 商号又は名称」欄での株式会社等法人の種類を表す文字については、下記の略号を用いること。

種類	株式会社	有限会社	合資会社	合名会社	協同組合	協業組合	企業組合	財団法人	社団法人	合同会社	有限責任事業組合
略号	(株)	(有)	(資)	(名)	(同)	(業)	(企)	(財)	(社)	(合)	(責)

- (エ) 「13 代表者氏名」欄での氏名（フリガナを含む。）については、姓と名前との間は1文字あけること。なお、代表者の役職については、フリガナは記載しないこと。
- (オ) 「15 本社（店）電話番号」、「16 担当者電話番号」（必要があれば内線番号）欄及び「17 本社（店）FAX 番号」欄での市外局番、市内局番及び番号については、それぞれ「-（ハイフン）」で区切り、（ ）は用いないこと。
- (カ) 「18 メールアドレス」欄については、農研機構からの種々の連絡に対応できるアドレスを記載すること。なお、メールアドレスを持っていない場合、「なし」と記載すること。
- ⑥ 「19 外資状況」欄については、外資系企業（日本国籍会社を含む。）の場合に、該当する会社区分の番号（1,2,3 のいずれか）に○印を付するとともに、[]内に外国名を、（ ）内に当該国の資本の比率をそれぞれ記載する。なお、「2 日本国籍会社（100%）」とは100%外国資本の会社を、「3 日本国籍会社」とは一部外国資本の会社をそれぞれいう。
- ⑦ 「20 営業年数」欄には、競争への参加を希望する工事の種類（以下「競争参加資格希望工種」という。）に係る建設業の許可又は登録を受けて事業を開始した日（2業種以上のときは最も早い開始日）から基準日までの期間から、当該事業を中断した期間を排除した期間（1年未満切捨て）を記載する。なお、共同企業体の場合は同算定方法による各構成員の平均年数を、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は同算定方法による組合及び審査対象者の平均年数を記載する。
- ⑧ 「21 総職員数」欄には、審査基準日における雇用期間を特に限定することなく雇用された者（建設業以外の事業に従事する者を含む。）に、法人にあっては取締役又はこれらに準ずる者で常勤の者の数を、個人にあってはその者又はその支配人で常勤の者の数を加えた数を記載する。
- ⑨ 「22 完成工事高」の各欄については、次により記載する。
- (ア) 「③ 申請を希望する機関名」欄については、記載不要とする。
- (イ) 「② 年間平均完成工事高」欄には競争参加資格希望工種ごとに完成工事高（消費税を含まない金額。以下本項目において同じ。）を記載し、希望工種以外の完成工事高は「① 競争参加資格希望工種区分」欄の「その他」欄に一括して計上する。また、記載に際しては、経営事項の審査を受けた額と一致させること。
- 個人企業から会社組織に移行した場合、他の企業を吸収した場合等にあつては、移行前の企業体、吸収前の企業体等の実績（ただし、申請者が行っている工事業に係るものに限る。）を含めた完成工事高を記載する。共同企業体の場合は各構成員の完成工事高の合計金額を、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望

する場合は、組合及び審査対象者の完成工事高合計金額をそれぞれ記載する。なお、「② 年間平均完成工事高」とは、総合評定値通知書等における「年平均」と同じである。

(6) 添付書類の作成方法は次のとおりです。

① 工事経歴書及び営業所一覧表

この二つの様式については、各様式の末尾にある記載要領に従って記載することとし、記載事項が1葉で終わらない場合は、同一の様式で延長するものとする。このときには、様式の裏面に記載して差し支えないが、表面にその旨を注記する。また、工事経歴書の作成に当たっては、共同企業体の場合は共同企業体として施工した工事及び構成員が施工した工事について、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は、組合として施工した工事及び審査対象者が施工した工事について、それぞれ記載する。なお、工事経歴書は総合評定値通知書等に添付した工事経歴書（直前1年分）の写しで代替することができる。

② 総合評定値通知書等の写し

申請者が建設業法第27条の26第2項により経営規模等評価の申請をし、国土交通大臣又は都道府県知事が審査を行ったときは、その結果を同法第27条の29第1項により申請者に通知することとされており、総合評定値通知書等として申請者に通知されたものの写し（A4判に縮小コピーしたもの）をいう。共同企業体の場合は、各構成員の総合評定値通知書等の写しを、また、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は、組合及び審査対象者の総合評定値通知書等の写しをそれぞれ提出する。

③ 業態調書

(ア) 建設工事契約の管工事について、希望する工種がある場合に提出するものとする。

なお、工事实績のある工種のうち、3工種まで工事名の左欄に○印を付するものとする。

(イ) 「施工を希望する区域（都道府県）」欄には、施工を希望する都道府県欄に○印を付するものとする。

④ 建設共同企業体協定書の写し

建設事業を共同連帯して営むことを目的として定めた構成員の協定書の写しをいう。

⑤ 共同企業体等調書

共同企業体及び官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する申請者が提出するものであり、共同企業体にあつては構成員が5事業者まで、官公需適格組合にあつては組合のほか審査対象者が4事業者までの場合（以下「A者の場合」という。）には、共同企業体調書（その1）を作成し、これを超える事業者からなる場合（以下「B者の場

合」という。)には、共同企業体調書(その1)及び共同企業体調書(その2)を作成して提出する。

各欄については、次により記載する。

- (ア) 「技術職員数」欄には、総合評定値通知書等の「技術職員数」欄に記載されている建設工事の種類別の技術職員数を、共同企業体にあつては構成員ごとに、官公需適格組合にあつては組合及び審査対象者ごとに、1級、2級及びその他の「①」から「⑪」の各欄にそれぞれ転記する。また、A者の場合には、①から⑤までの各欄の合計数値を「⑥or 計」欄に記載し、B者の場合には、①から⑪までの各欄の合計数値を「計」欄に記載する。
- (イ) 「年間平均完成工事高」欄には、一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(建設工事)の「22 完成工事高 ②年間平均完成工事高」欄において記載した合計金額を転記する。
- (ウ) 「自己資本額及び利益額」欄には、総合評定値通知書等の「自己資本」欄(右上)に記載されている金額を上段、「利益額」欄に記載されている数値を下段にそれぞれ上記の(ア)の区分により転記する。また、「⑥or 計」欄及び「計」欄についても上記の(ア)の方法により記載する。
- (エ) 「経営状況」欄には、総合評定値通知書等の「経営状況」欄の「評点(Y)」欄に記載されている点数を上記の(ア)の区分により転記する。また、「⑥or 計」欄及び「計」欄についても上記の(ア)の方法により記載する。
- (オ) 「その他の評価項目」欄には、総合評定値通知書等の「その他の評価項目(社会性等)」欄の「評点(W)」欄に記載されている点数を上記(ア)の区分により転記する。
また、「⑥or 計」欄及び「計」欄についても上記の(ア)の方法により記載する。

⑥ 納税証明書の写し

直前1年間における法人税又は所得税、消費税及び地方消費税の納入状況についての税務官署が発行する証明書の写しをいう。

様式	証明の内容	個人	法人
国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の2	「申告所得税と消費税及び地方消費税」について未納の税額がないことの証明書	◎	
国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の3	「法人税と消費税及び地方消費税」について未納の税額がないことの証明書		◎
国税通則法施行規則別紙第9号書式その3	未納の税額(申告所得税(個人の場合)、法人税(法人の場合)、消費税及び地方消費税)のないことの証明書	○	○

※できるかぎり「◎」の付いた証明書を提出すること。「○」の様式を使用する場合には、証明の対象となる税の種類が異なる(不足する)場合には、受け付けることができない。

- ⑦ 外国事業者が申請する場合の提出書類等の作成方法
- (ア) 申請書の「11 本社（店）住所」欄については、本社（店）の所在する国名及び所在地名を記載する。なお、日本国内に連絡場所がある場合には、その所在地を欄外に記載する。
 - (イ) 提出する書類等について、外国語で記載された事項については、日本語の訳文を添付する。
 - (ウ) 申請書類の金額表示は、邦貨に換算する必要がある場合には、基準日における出納官吏事務規程（昭和 22 年 大蔵省令第 95 号）第 16 条に規定する外国貨幣換算率により換算して得た額を記載する。
- (7) この申請によって登録された場合に参加できる競争契約の範囲は、建設工事に係る契約のうち登録の工事種類に限られます。

4 申請書提出後の注意事項

申請書提出後において、次の（１）から（５）までに掲げる事項について変更があった場合には、速やかに競争契約参加資格審査申請書変更届（建設工事）に必要事項を記載の上、次の添付資料を添えて申請書を提出した場所へ届け出てください。

- (1) 本社（店）住所
- (2) 商号又は名称、電話番号及び F A X 番号若しくはメールアドレス
- (3) 法人である場合は代表者の氏名、個人である場合はその者の氏名
- (4) 許可・登録等の状況
- (5) 営業所の名称、所在地、電話番号及び F A X 番号（営業所の新設及び廃止を含む。）

<添付資料>

資格確認通知書の写し及び下記に記載するものを添付してください。

○法人の住所、商号又は名称及び代表者の氏名に係る変更の場合

商業登記簿の謄本（又は抄本）の写し

○個人の住所及び氏名に係る変更の場合

住所については住民票の写し、氏名については戸籍謄本（又は抄本）の写し

○許可・登録の状況に係る変更の場合（資格を取得・喪失した業種がある場合、廃業の場合）許可・登録の証明書の写し

5 国の有資格者の特例

農林水産省大臣官房参事官（経理）における建設工事に係る競争契約の参加資格を取得した者は、農研機構における有資格者とみなしますので、これに該当する者は申請の必要はありません。なお、地方農政局及び林野庁（国有林野事業特別会計に限る。）の機関では、この方法によることができません。

6 新型コロナウイルス感染症に係る一般競争参加資格審査の特例

申請者が、新型コロナウイルス感染症の影響等により国税の猶予制度（国税通則法（昭和37年法律第66号）に基づく納税の猶予、国税徴収法（昭和34年法律第147号）に基づく換価の猶予又は新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）に基づく特例猶予をいう。以下同じ。）の適用を受けたため、上記2（8）（記載要領：上記3（6）⑥）に掲げる書類を提出できない場合は、当該書類に代えて、猶予制度の適用を受けていることを示す書類の写しを申請書に添付するものとします。

7 その他

- （1）今回の申請時において会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続申請中の者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続申請中の者は、手続開始の決定を受けた者（以下「更生手続等開始決定者」という。）となった後に、一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができます。
- （2）令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格の有資格者として確認を受けた後に更生手続等開始決定者となった者は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができます。
- （3）更生手続等開始決定者であって、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行わないときは、一般競争（指名競争）において競争参加資格を取り消す場合があります。

参考

業種別区分表

建設工事

業種の区分	内 容
1 土木一式工事	建設業法第2条別表第1による区分とする。
2 建築一式工事	
3 大工工事	
4 左官工事	
5 とび・土工・コンクリート工事	
6 石工事	
7 屋根工事	
8 電気工事	
9 管工事	
10 タイル・れんが・ブロック工事	
11 鋼構造物工事	
12 鉄筋工事	
13 ほ装工事	
14 しゅんせつ工事	
15 板金工事	
16 ガラス工事	
17 塗装工事	
18 防水工事	
19 内装仕上工事	
20 機械器具設置工事	
21 熱絶縁工事	
22 電気通信工事	
23 造園工事	
24 さく井工事	
25 建具工事	
26 水道施設工事	
27 消防施設工事	
28 清掃施設工事	
29 解体工事	